

橋本市市生活交通ネットワーク協議会 委員名簿

	団	体	名	役 職 名	氏 名	備 考
会長	和歌山大学	経済学部		教授・副学部長	辻本 勝久	学識経験者
副会長	橋本市身体障害者連盟			会長	渋谷 年男	市民又は利用者の代表
	橋本市老人クラブ連合会			会長	辻田 育文	市民又は利用者の代表
	橋本市区長連合会			会長	堀川 憲一	市民又は利用者の代表
	橋本市区長連合会 (旧コミュニティバス検討委員会)			理事	丸山 哲也	市民又は利用者の代表
	橋本市区長連合会 (旧コミュニティバス検討委員会)			理事	辻本 広一	市民又は利用者の代表
	橋本市社会福祉協議会 (旧コミュニティバス検討委員会)			会長	中西 健	市民又は利用者の代表
	橋本市女性会議			会長	矢野 佳世子	市民又は利用者の代表
	高野口地区婦人会			会長	丹下 一子	市民又は利用者の代表
	住民代表				鈴木 健二	一般公募委員
	住民代表				金森 睦郎	一般公募委員
	橋本商工会議所			会頭	畑野 富雄	商工会議所又は商工会
	高野口町商工会			会長	蒔田 一郎	商工会議所又は商工会
	橋本市議会			議長	石橋 英和	市議会議員
	橋本市議会 (旧コミュニティバス検討委員会)			総務委員長	岡 弘悟	市議会議員
	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局			首席運輸企画専門官 輸送監査部門	平田 克也	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局			首席運輸企画専門官 総務企画部門	廣瀬 洋一	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
	南海りんかんバス (株)			取締役社長	坂部 直成	一般乗合旅客自動車運送事業者
	和歌山バス那賀(株)			取締役社長	井上 慎治	一般乗合旅客自動車運送事業者
	有鉄観光タクシニー (株)			社長	川村 昌彦	一般乗用旅客自動車運送事業者
	大阪第一交通(株)橋本営業所			所長	楠山 佳明	一般乗用旅客自動車運送事業者
	橋本タクシニー (株)			代表取締役	土山 真敏	一般乗合旅客自動車運送事業者
	南海りんかんバス (株)			従業員代表	中深 順三	一般乗合旅客自動車運送事業者の運転手
	社団法人 和歌山県バス協会			専務理事	森下 清司	和歌山県バス協会会長又はその指名する者
	社団法人 和歌山県タクシニー協会			専務理事	高瀬 秀彰	和歌山県タクシニー協会会長又はその指名する者
	社団法人 和歌山県ハイヤー・タクシニー協会			専務理事	西村 芳通	和歌山県ハイヤー・タクシニー協会会長又はその指名する者
	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所			道路管理第一課長	玉田 功一	道路管理者又はその指名する者
	和歌山県伊都振興局 建設部			参事	久保 進	道路管理者又はその指名する者
	かつらぎ町			建設課長	西林 嗣郎	道路管理者又はその指名する者
	橋本市建設部			部長	堀阪 隆	道路管理者又はその指名する者
	橋本警察署			署長	岡 平	橋本警察署長又はその指名する者
	かつらぎ警察署			署長	谷口 隆一	かつらぎ警察署長又はその指名する者
	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課			課長	鈴木 孝志	関係する都道府県
	橋本市			副市長	森川 嘉久	関係する市町村
	橋本市企画部			部長	北山 茂樹	関係する市町村
	橋本市総務部			部長	枅谷 俊介	関係する市町村

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例

(設置)

第1条 市長は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第2条第1項第1号の規定に基づき、生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整を行うため、附属機関として橋本市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から授受する対価に関すること。
- (3) ネットワーク計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) ネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) ネットワーク計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織及び委員)

第3条 協議会に委員を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係する都道府県又は市町村の職員
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等
協議会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会及び専門部会)

第6条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため協議会に幹事会及び専門部会を置くことができる。

- 2 幹事会及び専門部会は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が選任する者をもって構成する。
- 3 幹事会及び専門部会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

第7条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 委員は、協議会で協議が整った事項についてその協議結果を尊重しなければならない。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 会長は、第2条第1号及び第2号の協議が調った事項についての軽微な事項変更に関する取扱いについては、委員に対し書面による賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。